

○佐賀県警察の行う会計事務の監査に関する訓令

平成16年1月23日

本部訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、佐賀県警察の行う会計事務の監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の種類)

第2条 監査は、定期監査及び随時監査とする。

(監査実施計画)

第3条 警務部会計課長（以下「会計課長」という。）は、毎年度、定期監査を実施するための監査実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

2 実施計画は、次に掲げる事項について策定するものとする。

(1) 監査の時期

(2) 監査の対象所属

(3) 監査の重点項目

3 本部長は、監査を効率的に実施するため特に必要があるときは、実施計画を変更することができる。

本条…一部改正〔平成16.5本部訓令7〕

(監査の実施)

第4条 定期監査は、実施計画に基づいて行うものとする。

2 随時監査は、本部長が必要があると認めたときに行うものとする。

(監査の実施者)

第5条 本部長は、会計課長に監査を行わせるものとする。

2 会計課長は、監査を行うに当たり、補助者を置くことができる。

(監査実施上の留意事項)

第6条 監査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 厳正かつ公平を旨とすること。

(2) 正確な事実の把握に努めること。

(3) 監査を通じて知り得た事項について、秘密を厳守すること。

(4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

(資料の提出要求等)

第7条 会計課長は、監査のため必要があるときは、当該所属の長又は職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(監査結果の報告)

第8条 会計課長は、監査を行ったときは、速やかにその結果を本部長に報告しなければならない。

(必要な措置)

第9条 本部長は、監査の結果に基づき、是正又は改善等の必要を認めたときは、当該所属長に是正又は改善等を命ずるものとする。

2 前項の規定により是正又は改善等の命令を受けた所属長は、是正又は改善等の結果を速やかに本部長に報告しなければならない。

(公安委員会への報告)

第10条 本部長は、毎年度終了後4月末日までに、その行った監査の実施の状況を取りまとめ、佐賀県公安委員会に報告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、本部長は、特に必要があるときは、速やかにその行った監査の実施の状況を佐賀県公安委員会に報告するものとする。

本条…追加〔平成16.5本部訓令7〕

附 則

この訓令は、平成16年2月1日から施行する。

附 則（平成16年5月19日本部訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。